

平成 2 4 年千葉市教育委員会会議
第 2 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成24年千葉市教育委員会会議第2回定例会会議録

日時 平成24年2月8日（水）

午後2時00分開会

午後3時15分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委	員	長	内山	英夫
	委		員	梅谷	忠勇
	委		員	津田	英彦
	委		員	和田	麻理
	委		員	篠原	ともえ
	教	育	長	志村	修

出席職員	教	育	次	長	武田	昇	教育センター所長	戎谷	雄二
	教	育	総	務	部	長	養護教育センター所長	沼倉	徹
	学	校	教	育	部	長	生涯学習振興課長	杉戸	利一
	生	涯	学	習	部	長	社会体育課長	成毛	博光
	総	務	課	長	初芝	勤	中央図書館長	入江	稔
	企	画	課	長	高須	右一	生涯学習振興課文化財保護室長	横田	正美
	学	校	財	務	課	長	中央図書館管理課長	田中	晋二郎
	学	校	施	設	課	長	総務課総括主幹	久我	千晶
	学	事	課	長	佐藤	宏喜	学事課調整主幹	古館	生雄
	教	職	員	課	長	真田	生涯学習振興課主幹	塚越	達雄
	指	導	課	長	磯野	和美	指導課主任指導主事	福田	寛
	保	健	体	育	課	長			

書	記	総	務	課	長	補	佐	南	久志	総	務	課	経	理	係	長	滝田	希成	
		総	務	課	委	員	会	係	長	山本	春樹	総	務	課	主	査	補	諏訪	瑞穂
		総	務	課	総	務	係	長	小柳	寛	総	務	課	主	任	主	事	藤井	拓也
		総	務	課	人	事	係	長	鵜田	昌奈									

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
平成24年2月8日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成23年第5回臨時会会議録及び第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第4号から議案第11号まで及び協議事項(1)を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成25年度に新設する特別支援学校の校名選定手順について
企画課長より報告があった。
報告事項(2) 教育相談指導教室の移転について
指導課長より報告があった。
報告事項(3) 平成23年度千葉市教育研究奨励賞について
指導課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第2号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第3号 請願について
指導課長より説明があった後、審議。請願第2号について、不採択と議決した。
議案第4号 平成23年度補正予算について
学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第5号 平成24年度当初予算について

総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第6号 千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第7号 千葉市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正について
社会体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第8号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第9号 千葉市立博物館設置管理条例の一部改正について
生涯学習振興課文化財保護室長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第10号 千葉市図書館設置条例の一部改正について
中央図書館長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第11号 土地の取得について
社会体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 協議事項

協議事項(1) 千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の意見について

総務課長より参考説明の後、協議が行われた。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 平成25年度に新設する特別支援学校の校名選定手順について
内山委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項(1)「平成25年度に新設する特別支援学校の校名選定手順について」、報告します。

まず基本的な考え方ですが、旧真砂第二小学校跡地に、平成25年4月から高等部単独の特別支援学校を設置しますが、校名については、市民に対し、市政日より、ホームページ等を利用して公募を行い、その結果を参考に選定を行っていきます。選定スケジュールは、3月に公募を行い、4月にその結果を参考に校名検討委員会において校名を内定します。そして、6月の第2回市議会定例会において設置条例改正案を提出し、校名を決定してい

きます。7月の教育委員会会議へ募集要項案を提出し、8月に生徒、保護者等を対象とする学校説明会を開催します。新設する千葉市立養護学校の分校は、二年間だけの設置とするため、校名についての公募は行いません。本市の分校名は、本校名に場所名等を加えたものがこれまでの通例であるため、「千葉市立養護学校真砂分校」を校名案として、校名検討委員会に諮ります。次に、既存の特別支援学校の校名についてですが、「千葉市における特別支援教育の在り方について」に基づき、特別支援学校の在り方のトータルビジョンが確立されるまでは、現在の千葉市立養護学校と千葉市立第二養護学校の校名を変更せず、そのまま使っていきます。

梅谷委員 今、市政だよりとホームページで公募するというような話がありました。この学校は高等部単独ということで、恐らく知的な発達の遅れの軽度な生徒さんが入学する形になるのだろーと思いますが、市内の中学校にも、とりわけ特別支援学級に通うお子さんがいる保護者に対して、公募するということをなんらかの形で周知するような配慮をしていただけると、校名についてもいろいろな意見が出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

報告事項(2) 教育相談指導教室の移転について

内山委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(2)「教育相談指導教室の移転について」、報告します。

千葉市教育委員会では、不登校に対応するため、「教育相談指導教室」を昭和63年4月に、緑町中学校を設置校、緑町小学校を設置場所として開級して24年目になります。今回、緑町小学校の全面改築に伴い、平成24年3月をもって移転することになりましたので、報告します。本教室は、いわゆる心理的な要因による不登校生徒の増加と多様化に対応するために設置し、個々の生徒の状況に応じた相談活動を行うことにより、人間関係の改善と自我の確立を図り、通常の学級への復帰を目指すことを目的としています。移転先については、平成24年4月から26年3月まで、設置校は緑町中学校のままで、設置場所を弥生小学校へ移転することとしました。現在の在籍数は、19人の3学級で、3年生の男子が6人、女子が9人、2年生の男子が2人、女子が2人です。なお、これまでの卒業生353人ですが、多くは高等学

校へ進学し、人間関係の改善と自我の確立、社会的自立に大きな成果を挙げています。

梅 谷 委 員 この教育相談指導教室というのは、通所という形でよろしいのでしょうか。実際には中学生の子どもさんだと思いますけれど、固定式の学級という形で指導をされていて、そこで相談も出来るような、そういった体制であるという理解でよろしいでしょうか。

指 導 課 長 ご指摘の件ですが、固定式の学級として開設しており、教育センター事業の適応指導教室（ライトポート）やグループ活動を通して、集団の生活を送ることができるという状況の子たちが入級します。ここで直接相談をするというような形ではありませんが、自立に向けた学習をしています。

梅 谷 委 員 教育相談指導教室というのは、法規上は学級ということですよ。

志村教育長 教育センターにもともと不登校の子どもたちのための通級、グループ活動があり、その中で、原籍校にまでは復帰しないけれども中学校に通いたいというお子さんのために、自閉症・情緒障害学級として県の認定をもらっています。ですから、学級の形態はそうなりますけれども、もともとは教育相談の発展的な指導教室として設置されたもので、この名称は昭和 63 年に作られています。それから一切変わっていませんが、当時としては中学校の特別支援学級だった訳ですけれども、心理的な面から中学校に通えないお子さんのための教室でしたので、隣接する小学校の余裕教室をその教室として設置したという前提があります。それ以来、ずっといわゆる自閉症・情緒障害学級としての認可が県からきていた関係で、子どもたちは緑町中学校に転籍する形で通級しています。ですから、ライトポートは原籍のまま通ってくるお子さんたちですけれども、この学校に関しては、緑町中学校の生徒としてこの学級に通って、緑町中学校の生徒として卒業していくという形ですから、当初、適応指導教室がない時代に作られた、そういうお子さんたちの学級だにご理解いただければと思います。

梅 谷 委 員 歴史的にこう使われているということですね。

志村教育長 そうです。そのままずっと、名称についても見直すということのないままきてしまいました。従って、ほとんどは教育センターで指導を受けて、原籍に復帰したいというお子さんたちの学級として、長く一定の役割を受け持ってきた学級だにご理解いただければと思います。

報告事項(3) 平成23年度千葉市教育研究奨励賞について

内山委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(3)「平成23年度千葉市教育研究奨励賞について」、報告します。

本市では独自に、教職員研修の充実と資質向上のため、学年・学級経営、校内研修、教科、道徳、学校給食、学校事務等23分野において、研究実践活動が特に顕著な者に千葉市教育研究奨励賞を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展と、全教職員の研究奨励を図っています。

この賞は、昭和36年に設けられたもので、今年度で51回目を迎えています。授賞式は2月3日に行い、25人の受賞者一人一人に、教育長から表彰状を授与しました。

選考にあたっては、これからの千葉市の教育を創造し、リードしていくことができる教職員の育成が急務であるため、若年層教職員の模範となるような人物を表彰することをねらいとしました。また、各種研修会等での具体的な教育実践や学年・学級経営の実績等を幅広く評価し、千葉市の教育の発展に寄与できる教職員を選考しました。今年度も、本市の教育施策の重点分野から受賞者を選定しました。その結果、中学校の「学年・学級経営」分野と小学校の「生徒指導」分野で受賞しています。いずれも現場で研究を推進している人物ばかりで、これを機会に、受賞者がこれから5年、10年とそれぞれの研究分野で中心になって活躍することを期待するものです。

この顕彰制度により、千葉市全体の教職員の研修意欲が向上し、千葉市教育のますますの充実発展につながるものと考えています。

内山委員長 それぞれ一生懸命現場で頑張って成果を挙げてもらった結果だと思います。今後ともこれを続けていただき、これからも教育の進展を図りたいと思います。よろしくお願いします。

議案第2号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

内山委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第2号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、説明します。

今回の改正は、稲丘小学校及び小中台南小学校の通学区域を変更するほか、高浜海浜小学校の設置に伴い通学区域を定めるため、

千葉市教育委員会組織規則第8条第1項第2号に基づき、規則の一部を改正しようとするものです。

まず、通学区域の調整による変更についてですが、決定事項として、一つに、「稲毛東4丁目の共同住宅予定地を小中台南小学校の通学区域とする」、二つに、「幕張ベイタウン『H7街区』を美浜打瀬小学校の通学区域とする」ものです。

それでは、稲丘小学校及び小中台南小学校の通学区域の変更について説明します。現在、稲毛東4丁目に住宅開発が予定されています。こちらの通学区域は、稲丘小学校になります。稲丘小学校の利用教室は、平成24年度から、仮設4教室を含み23教室です。この後、新しい住宅開発が進むと、平成26年度には24学級、以降、児童数は増加で推移すると出ており、仮設校舎設置のみでの対応では難しくなります。一方、小中台南小学校の利用教室は、21教室です。通学区域を変更した場合でも、平成29年度で17学級と、十分に教室数の確保が可能です。

中学校区は、稲丘小学校、小中台南小学校ともに稲毛中学校になります。稲毛中学校の利用教室数は21教室で、生徒数の推移から、平成29年度までは問題がないことが分りました。通学区域としては、平成22年度から小仲台7丁目の一部と稲毛東6丁目を既に小中台南小学校の通学区域に変更していることから、この稲毛東4丁目の共同住宅予定地を小中台南小学校への通学区域に指定することにより飛び学区は生じません。

通学距離については1キロメートル以内で、通学への負担はないものと考えています。

なお、規則改正はしませんが、これまで打瀬小学校の通学区域でした打瀬1丁目の「H7街区」を、美浜打瀬小学校の通学区域へ変更することを報告します。「H7街区」は、もともと美浜打瀬小学校の通学区域でした。美浜打瀬小学校は、民間の保育園用地に増設校舎4教室分を建てて児童数増に対応してきましたが、平成29年度以降は増設校舎が使えないことから、H7街区を平成22年度から打瀬小学校の通学区域に変更したところでした。ところが、その後、少人数学級の導入や開発スケジュールの遅れ等により、民間の保育園と協議をし、増設教室が必要な年度までは使用してもよいこととなり、飛び学区としていたH7街区を美浜打瀬小学校の通学区域に戻すこととなりました。もともと美浜打瀬小学校の通学区域であり、通学距離、通学路ともに問題ない

ものと考えています。

続いて、新設校開設に伴う通学区域の一部改正について説明します。これは、先の平成23年第4回市議会定例会で、千葉市立小学校設置条例の一部が議決されたことによるものです。高浜海浜小学校の通学区域は、高浜第三小学校区である高浜四丁目と高浜第二小学校区である高浜三丁目・七丁目を合わせた高浜三丁目・四丁目・七丁目となります。中学校区は高浜中学校とし、高浜六丁目の通学区域については、磯辺第三小学校の学区に変更となります。この規則の施行期日は、平成24年4月1日です。

議案第3号 請願について

内山委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第3号「請願について」、説明します。

提出者は宗教法人●●●●●代表役員●●●●●氏です。本案件については、前回の定例会において、その趣旨と事務局の考え方を説明しておりますが、本日改めて説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

最初に、請願の趣旨について説明します。本請願は、冒頭でその趣旨について説明がなされており、これに続いて教育委員会に請願する「改革」の内容を2点挙げています。まず、「請願の趣旨」についてですが、「キリスト教その他の宗教的教材」による授業や「一方的宗教教材の押し付け」は、児童生徒とそれらの「家庭での宗教観」に全く配慮が無く、「教育現場での生徒の思想及び良心の自由」といった「基本的人権への侵害となるもの」であり、以下に述べる2点の「実効性あらしめる改革」を求めるとしています。次に、「実効性あらしめる改革」の内容ですが、1点目は「宗教的中立違反が明白な教科書内容の変更と撤廃を請願する事」と述べた上で、「一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的とし」ているとして、4社6点に及ぶ中学校英語科の教科書を不採択とすることを請願しています。その中で、本市において採択されたものは、三省堂の教科書が該当しています。2点目は憲法第19条「思想の自由」といった「基本的人権問題」に係る「重大事に発展する違法性が明確」である教材として、「クリスマス・カード作成の強制」、「クリスマスの飾り付け、聖歌の合唱の強制」等を「即時全廃不採用」とすることを求めています。

これらの2点について、事務局の考えを説明します。最初に中学校英語科の教科書についてですが、公立小中学校で使用する

教科書は、学校教育法によって「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定されています。請願書に指摘された教科用図書は、いずれも文部科学省の検定を経たものであり、また、本市における教科用図書の採択は、法規に則ってすすめられているところから、「一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的とし」としているとの指摘には当たらないものと考えます。次に、「クリスマス・カード作成」、「クリスマスの飾り付け、聖歌の合唱」等についてですが、本市では「人間尊重の教育」を基調とし、憲法・教育基本法をはじめとする法令に則って学校教育を推進しているところであり、実践の様子については、日頃から学校を訪問し確認に努めています。各学校の行事についても、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」とする教育基本法に基づき適切に実施されており、本市においては、これらの指摘された点については、問題ないものと考えています。

篠原委員 毎日新聞と読売新聞の関連記事が資料として添付されていますが、これ以降こういった記事が出たことはあったのでしょうか。それと、千葉市の中でこの請願内容のようなトラブルが今まであったのでしょうか。

指導課長 新聞記事に関しては、私どもではこれ以降は確認していません。もう一点の方は、こういった内容の指摘がされたようなことは本市では一切ありません。

篠原委員 来年度4月から学習指導要領の改訂で武道が必修になることが決定されていますが、武道を禁止しているような団体がやはりあると思いますので、もしそのようなことでトラブルがこれから起こってしまうと困りますので、そことも心に留めておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

内山委員長 他にありませんか。（特になし。）

内山委員長 それでは採決に移ります。議案第3号に係る請願第2号について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成の委員なし。）

内山委員長 賛成の委員はおりません。よって、請願第2号を不採択とすることと決定しました。

議案第4号 平成23年度補正予算について

委員長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第4号「平成23年度補正予算について」、説明します。

本議案は、平成23年度2月補正について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。

補正理由ですが、国の第3次補正予算の有利な財源を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事等の予算措置の前倒しを行うもので、耐震化を1年早め、平成26年度末までの完了を目指すものです。また、「千葉市立真砂中学校大規模改造工事」において、契約差金が生じたため、継続費の減額変更を行うものです。補正予算額は、42億1,800万円で、財源は記載のとおりです。

補正予算の内容ですが、校舎耐震補強事業については、補正額は24億2,300万円で、16校の補強工事、15校の補強実施設計及び9校の補強計画策定を行うものです。次に、屋内運動場耐震補強事業についてですが、補正額は18億200万円で、35校の補強工事を行うものです。なお、いずれも平成24年度に予定していた事業の予算措置を前倒しするもので、完了が翌年度となることから、全額について繰越明許費を設定するものです。最後に、真砂中学校適正配置改修事業についてですが、補正前の平成23年度・24年度の継続費の総額5億2,800万円を3,600万円減額して4億9,200万円とし、平成23年度予算額を700万円減額するものです。これは、平成23年教育委員会会議第8回定例会で議決いただいた「千葉市立真砂中学校大規模改造工事」等において契約差金が生じたため継続費の減額変更を行うものです。

議案第5号 平成24年度当初予算について

委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第5号「平成24年度当初予算について」、説明します。

平成24年度当初予算について、市長に意見を申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。本市の平成24年度当初予算、一般会計は、総額3,658億円、うち教育費は246億円、構成比で見ると6.7%となります。教育費を前年度と比較しますと、予算額で35億9千万円の減、増減率では12.7%の減となります。増減額の主な要因は、学校の適正配置による統合校や高等特別支

援学校の開設に向けた校舎等改修費が増額となるものの、先ほど補正予算で説明のありました、前倒しして行う小・中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強事業費が大幅に減額となるほか、社会体育課所管のスポーツ振興などに係る経費が総務費へ移管されるため、減額となることによるものです。仮に当初予算額に補正分と総務費分を合算した場合は、教育費等の構成比は、8.2%となり、概ね前年度並みとなります。なお、この試算についてですが、当初予算編成の場合は、限られた財源の中で教育費を増額した場合、他部局の事業が減額となる可能性があり、一般会計の総額は増額とはならないと仮定して計算しています。

それでは、予算案の主要事業について、新規事業と拡充事業を中心に、説明します。まず、「校舎増築(新宿地区)」については、新宿地区の大幅な児童生徒数増に対応するため、新宿中学校内に、新宿小学校及び新宿中学校の校舎を増築するとともに、新宿小学校の給食室を増築するための実施設計を行うものです。「適正配置改修」については、学校適正配置事業により、統合が決定された高洲地区、真砂地区に加え、高浜地区、磯辺地区の小・中学校について改修を行うもので、高洲小学校他3校の大規模改造工事や磯辺第四小学校他1校の実施設計などを行うものです。なお、磯辺第四小学校については、支払いが平成25年度となるものの、契約を来年度に行うため、債務負担行為を設定します。次に、「校舎改築」については、校舎及び諸施設の耐震性が低く、老朽化が著しい、緑町小学校及び松ヶ丘中学校について、引き続き改築工事を行うものです。

「学校防犯対策」については、学校の安全を強化するために、すでに今年度までに設置済みの小・中・高等学校50校に加え、新たに、小学校3校に学校防犯カメラシステムを設置するものです。「高等特別支援学校整備」については、養護学校高等部の生徒数の増加に対応するため、旧真砂第二小学校跡施設を活用し「高等特別支援学校・養護学校高等部分校（仮称）」を整備するものでございます。「わかる授業の推進（学力状況調査の実施）」については、新学習指導要領全面実施後の児童一人一人の実態をとらえ、学校への指導・支援を強化し、教師の指導力の向上を図るため、全小学校3・5年生を対象として学力状況調査を実施するものです。次に、「夢広がる学校づくり推進」については、児童生徒の社会性や豊かな心をはぐくむため、各種体験活動を推進

するものですが、農山村留学については、長野県に加え、新たに南房総市・鴨川市でも実施するものです。「小学校給食調理業務委託化」については、小学校給食運営における諸課題を解決し、今後も子どもたちに安全で魅力ある給食を安定的に提供するため、昨年度までの30校に加え、新たに4校、計34校で給食調理業務を民間に委託するものです。「加曽利貝塚出土資料再整備」については、加曽利貝塚の、国の特別史跡への登録申請に向け、出土資料の再整理を実施するものです。次に、「博物館整備」については、加曽利貝塚博物館の北貝塚断層面観覧施設及び住居跡群観覧施設を安全に利用するため、耐震診断を実施するものです。次に「特別教室開放」については、土・日曜日に小学校の特別教室を地域活動・文化活動、生涯学習の場として区民を対象に開放するもので、新たに、美浜区で実施します。

「トップスポーツとの連携の推進」については、市内のトップスポーツチームなどによる社会貢献活動を促進するため、チームなどの活動と市民ニーズとのコーディネートを推進するものです。「スポーツ施設管理運営」については、市内のスポーツ・レクリエーション活動を充実するため、スポーツ施設の管理運営や、施設の改修などを行うもので、新たに、老朽化に加え東日本大震災で甚大な被害を受けた高洲市民プール・体育館の再整備を実施します。なお、ポートアリーナの改修については、支払いが平成25年度となるものの、契約を来年度に締結するため、債務負担行為を設定します。次に「学校体育施設開放」については、市民の身近なスポーツ活動の場として、小・中学校施設の地域開放を行うもので、新たに、高洲市民プール再整備の間の代替として、近隣の学校プールの開放を行うものです。

委 員 学事課の「学校セーフティウォッチ」ですが、かなり昨年度より金額が減っているようですが、これはどうしてですか。

学 事 課 長 セーフティウォッチ事業は、いわゆる地域の子どもたちは地域で守り育てるということで、かなり登録数が増えている現状があります。一方、13人のスクールガードアドバイザーを教育委員会として、委嘱しており、それぞれ地域のセーフティウォッチャーと学校との連携等を図っていただく形でスクールガードリーダーがいらっしゃいますが、この報償費の部分について、減額というような形で予算計上したものです。

委 員 スクールガードアドバイザーというのはどういう方ですか。

学 事 課 長 元警察署長をはじめ、多くは学校の元校長です。

委 員 「わかる授業の推進」というところで、学力状況調査を実施すると書いてあるのですが、今までやっていなかったのでしょうか。

指 導 課 長 「わかる授業の推進」に関しては、平成16年から平成20年までは、本市独自に実施をしていました。その後、全国学力状況調査がありましたので、一旦休止したため、予算編成事務処理の関係で、前年度に実施していないものは新規という表記になりますので、平成24年度から実施ということになっています。

委 員 2点お伺いしたいのですが、社会体育課の「トップスポーツとの連携の推進」が、新規事業として載っていますけれども、基本的にどんなことを想定されているのかということを教えていただければと思います。もう1点は、新規というものがあちらこちらに見られるのですが、そうすると逆に、今までやっていたことで廃止されたというようなものがもしあれば、教えていただきたいと思います。事業として完結したということも含めてかと思うのですが、お願いします。

社会体育課長 トップスポーツとの連携の推進事業20万円ですが、トップスポーツとの連携体制作りにおいて、トップスポーツとの連携に係る意見聴取や市民ニーズを把握するために、有識者、企業スポーツ関係者、プロスポーツ関係者、学校関係者などで構成する推進会議を組織します。その推進会議出席者の報償費となります。

総 務 課 長 新規に対する廃止の事業ですが、見直し等についてはこの資料にありませんので、改めて資料を用意して説明させていただきます。

議 案 第 6 号 千葉県教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

委 員 長 総務課長、説明をお願いします。

総 務 課 長 議案第6号「千葉県教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」、説明します。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定しようとするものです。はじめに、条例制定の目的ですが、教育委員会で所管しているスポーツ行政を市長に移管し、スポーツ行政と地域づくりなどの多様な施策との連携を図り、総合的にスポーツと文化行政を推進するというものです。

次に、このように教育委員会の職務権限を市長に移すことの法的根拠について説明します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年6月に改正され、第24条の2の規定が追加されたことにより、平成20年4月から、スポーツと文化行政に関する事務は、条例で定めるところにより、市長が一元的に所掌できるようになりました。なお、この法改正は、スポーツと文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政と併せて地方公共団体の長において一元的に所掌することができるようにする趣旨から行われたものです。

次に、市長に移管することとして条例で定める事務についてですが、教育委員会の事務のうち、1点目は「学校における体育に関すること」を除くスポーツに関する事務、2点目として「文化財の保護に関すること」を除く文化に関する事務を、移管しようとするものです。なお、文化行政については、既に平成19年4月に市長部局に移管していますが、法改正前に実質的に移管していたために、今回のスポーツ行政と併せて条例に規定し、法的根拠を明確にしようとするものです。

次に、関係条例の改正ですが、「千葉市スポーツ広場設置管理条例」など5つの条例について、「教育委員会」という文言を「市長」に改めるなど、事務の移管に伴う所要の改正を、附則の規定によって行うものです。

最後に、本条例の施行年月日についてですが、平成24年4月1日です。

議案第7号 千葉市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正について

委員長 社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長 議案第7号「千葉市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正について」、説明します。

改正の目的ですが、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の成立及び千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うため、千葉市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正するものです。

スポーツ基本法の成立の経緯ですが、1点目として、昭和36年のスポーツ振興法の制定から50年が経過し、スポーツを巡る状況が大きく変化したため、スポーツの推進のための基本的な法

律として、議員立法により、スポーツ基本法が平成23年6月に成立したものです。2点目として、同法の目的は、スポーツに関し、基本理念を定め、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するなどとなっています。

条例の改正ですが、1点目として、スポーツ基本法の成立に伴うものとして、会議の名称を「千葉市スポーツ振興審議会」から「千葉市スポーツ推進審議会」と改めます。

2点目として、千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴うものとして、「教育委員会」の文言を「市長」に改めます。施行年月日は、平成24年4月1日とします。

次に、附則について説明します。附則の2ですが、現委員の任期が平成24年6月30日までとなっていることから、この条例の施行の日に、千葉市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなし、任期は千葉市スポーツ振興審議会の委員としての残任期間と同一の期間とします。

議案第8号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第8号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、説明します。

改正の趣旨ですが、今回の条例改正は、昨年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正されたことに伴うものです。

これは、条例で設置しています公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、これまで法律で定められていたものが、本年4月1日からは、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることになったことに伴い、委嘱の基準を条例に定める改正を行うものです。改正の内容についてですが、参酌基準と同様の規定を条例に追加するもので、これは公民館運営審議会委員の職務にふさわしい委員の基準となっており、また、現在の委員構成に変更を生じさせない規定となっています。

なお、文言整理などのため、規定の整備を併せて行い、改正条例の施行期日は4月1日を予定しています。

議案第9号 千葉市立博物館設置管理条例の一部改正について

委員長 生涯学習振興課文化財保護室長、説明をお願いします。

議案第 9 号「千葉市立博物館設置管理条例の一部改正について」、説明します。

改正の趣旨ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、博物館法の一部が改正されたことに伴い、博物館協議会の委員の任命の基準を定めるほか、規定の整備を図るもので、先の議案第 8 号と同趣旨によるものです。改正内容についても、文部科学省令で定める参酌基準と同様の任命基準の規定を追加するほか、文言整理のため、規定の整備を行うものです。施行期日も、同様に本年 4 月 1 日を予定しています。

議案第 10 号 千葉市図書館設置条例の一部改正について

委員長 中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 議案第 10 号「千葉市図書館設置条例の一部改正について」、説明します。

改正の趣旨ですが、先ほどの 2 つの条例と同じように地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会の委員の任命基準を定めるほか、規定の整備を図るものです。文部科学省令で定める参酌基準と同様の任命基準の規定を追加するほか、文言整理などのため、規定の整備を行うものです。

施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日です。

議案第 11 号 土地の取得について

委員長 社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長 議案第 11 号「土地の取得について」、説明します。

これは、地域住民が身近でスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、「(仮称)幕張西スポーツ広場」を整備するため、千葉県企業庁から、用地を取得するものです。現在、この土地は、暫定的に幕張西運動広場として、軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフなど、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に利用されています。取得する用地の所在地は、美浜区幕張西 6 丁目 1 番 3、取得面積は、12,391.00 平方メートル、取得予定価格は、6 億 7,154 万 2,636 円です。

委員 この場所は、現在、野球場として主に使われているような場所なのかなと思うのですが、現在は利用料などが発生しているのでしょうか。それから、今後、千葉市が取得した場合に、利用料を

どのように規定するというような計画があれば教えてください。

社会体育課長 運動広場として利用していますので、現在のところ、利用料は取っていません。スポーツ広場となった場合には、利用料を取るような形になると思います。

協議事項(1) 千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の意見について

内山委員長 総務課長、参考説明をお願いします。

総務課長 先ほど議決をいただきました議案第6号の「千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」ですが、今後、この条例案が市長から市議会に提出されますと、市議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定によって議決前に教育委員会の意見を聴くことが義務付けられているため、教育委員会は、この条例案についての意見照会を市議会から受けることになります。しかし、確定した日程が決まっていないため、意見照会がなされた場合は、直ちに教育委員会会議を開催して市議会に回答しなければならず、時間がない中での処理になることが予想されます。また、今回議決した条例案と同じ内容で意見照会がなされた場合は、教育委員会としては、その内容に異を唱える理由がないため、「異議なし」で回答することになると考えられます。なお、その際の文書として想定されるものは、資料のとおりになるかと思います。このため、意見照会がなされた場合は、教育委員会会議を開催する時間があるかどうか、また意見照会の内容などを考慮し、場合によっては、教育長が臨時代理によって回答し、その後の教育委員会会議に報告するという形をとらざるを得なくなることも考えられるものです。このような事情から、協議事項として、事前にご相談させていただくものです。

8 その他

(1) 平成23年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会について、和田委員より報告があった。

和田委員 1月23日に、平成23年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会主催の第2回教育委員研修会に事務局の諏訪さんと一緒に参加しました。今回の研修は、講演で、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、現在千葉県の教育委員でもいらっしゃる方が、もともとJリーガーで交通事故により半身不随になられて、その

後、一念発起されて、車いすバスケットボールの選手として、パラリンピックにも参加出場して今年のロンドンにも出場されることが決まっているという京谷和幸さんという方の講演でした。ご自身のこの数年にわたる壮絶な体験を主に話されたのですが、とにかく夢を持ち続けて自分が諦めないということがひしひしとご自身の体験から伝わってきまして、かなり全国の小学校でも講演をされているようなのですが、子どもたちにも聞かせたい講演だなというように思いました。とにかく終始、明るく元気いっぱいでお話を頂きまして、本当に楽しく聞かせて頂きました。その中で、出会いを大切に感謝することが私をここまで連れてきてくれたというようなお話が印象に残りましたが、人との出会い、言葉との出会い、京谷さんにしてみれば、サッカー、事故、それから事故にあった時に婚約者でいらっしゃいました現在の奥様との出会い、それから車いすバスケットボールとの出会い、その一つ一つを大切にすることによって現在の自分があると、本当に周りに感謝されながら、加えて、ご自身でも切磋琢磨されて努力されているのだなということが伝わってくる、大変良い講演を聞かせて頂きました。

- (2) 千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会について、和田委員、篠原委員より報告があった。

和田委員 千葉市美術館で開催されていた小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会に伺いました。それぞれ専門の先生にご説明いただきましたので、最近の指導の傾向や題材の取り方なども本当によくわかり、勉強になりました。中でも、技術の作品の中で、箱を製作していたものがあり、その箱の蓋がぴしっと合っているのは、箱を外して上下逆さにしてみても合っているものが本当に合っているのだということで、その作品がまさにその通りで、寸分変わらずというのはあのことなのだなと思いました。授業時数もそういったことにかかる時間が減ってきているとは思いますが、日本人の伝統的なことや、手先の器用さということ子どもたちが持っている、もしかしたら自分でもわからないような才能や能力を引き出すために、ぜひそういったところにも目を配って、今後もし、もう少し明るいところで見ることができれば、もっとよりよく作品が映えるのではないかと

なという感想を持ちました。

篠原委員 私も一緒に行かせていただき総合展を本当に楽しく見させていただきました。特別支援の展示を見させていただきましたけれども、本当に先生方がたくさん作品をあそこに展示したいという、その意気込みが本当に小さいスペースの中で飾ってあったのがとても素晴らしかったと思います。また、その作品一つ一つにすごく子どもたちの個性が表れていて、先生方も感じていらっしゃったと思うのですが、習字に力という字が書いてあったのが、本当に力強く、エネルギーを感じることができました。あと、総合展を、近くの小学生たちが、ちょうど私がいたときに見に来ていたのですね。本当にそういう機会というのはとても大切だなと思いました。よい作品をたくさん見ることによって、それも子どもたちの感性を豊かにするものだということに、あの場所に行っただけで思いました。小学校1、2年生の子どもですが、作品を見ながら、きれいねえとか、色々な言葉を発しながら作品を見ているというその姿が私はとても感動的でした。あとは先生方の力量といいますか、1つの風景画が本当に違う視点から描かれているというところもすごいと感心しました。ぜひそういうところを子どもたちが伸ばして行けたらよいと思いました。

(3) 轟町小学校の授業参観について、和田委員、篠原委員より報告があった。

和田委員 2月4日に轟町小学校の授業参観を視察し、保護者の若いお母さんお父さんたちに交じっての参加はとても楽しいものでした。電子黒板が全クラスに設置されていることで、今回は電子黒板を使っただけの研究報告ということではないので、一般の授業の中でどのように取り入れられているかということが非常によくわかりました。先生も子どもたちも、電子黒板に対する構えというようなものがもう既に全くなくて、何かのときに手元を拡大するために書画カメラを使って映し出すなど、本当に自然に授業の中に取り込まれているなと感じました。その中で、大型液晶テレビでもパソコンとつないだりすることによって、かなり広範囲な利用方法ができるというように聞いていますが、やはり電子黒板との差は、直接その画面に書き込むことができるか、ラインマーカーで引くようなことができたり書き加えたりするかということが大きな違いであるということを知りました。やはり電子黒板があることによって、特に小学校の子どもたちには理解も進んで、より分かりやすい授業が展開できるのかなというように思いました。

た。

また、校長先生もおっしゃっていたのですが、市内の全小中学校に、ワンフロアに1台あるととても良いのではないかという話でした。やはり、電子黒板が学校に1台ですと、大変重いものですから、階段を越えての移動というのが困難で、せめてワンフロアに1台あれば、その活用も今よりももっと幅が広がるのではないかということでしたので、すぐという訳にはいかないと思いますけれども、長期的に予算の中などでもご検討いただければというように感じました。

それと、設置していただいたもののその後の消耗品などの購入という点でご苦労されているようで、特にタッチペンのペン先などが激しく消耗するということで、その辺りでも何か今後ご検討、ご配慮いただけるようなことがあればぜひお願いしたいと思います。

篠原委員 ちょっと気になったことは、参観に来る保護者の方たちはとてもたくさんいたのですが、その後の懇談会に残られる保護者が3分の1くらいになっていました。できれば、先生方ともっとコミュニケーションをとって、子どもたちのことをもうちょっと考えてもらえるような、そういう姿勢があったらいいなということを少し思いました。

(4) 平成23年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会について、内山委員長より報告があった。

内山委員長 平成23年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会があり、1月27日に行って参りました。ここで、去年も報告したのですが、特に去年は教科書採択がありまして、分科会データの中の傍聴者数についてですが、川崎市が180人という大人数が集まったという話でした。横浜市が14.2人とありますが、これも恐らく相当数が教科書採択を傍聴したというように思います。それから、今日私どもも初めて市長と意見交換の場を設けますけれども、もう既に実施している市が8市、検討中3市ということで、その3市の中に千葉市が含まれています。それから都道府県との関係、これは二重に管理しているところがあるのではないかなというような話がありまして、これも話し合いの場を5市が設けています。

保護者、地域の住民との意見交換ということについても、18市のうち6市が行っているということです。さらに市議会等には、

本会議、常任委員会、あるいは特別委員会に出席しているという
ような、あるいは協議に加わるというようなことも行っている市
がありました。その他学校関係を含めて、教育機関の視察回数で
すけれども、福岡市の65回というのは、これは恐らく各委員が
個別に行かれたものをカウントしているのではないかと思います。
そういうことで、今後そのあたりを参考にしながら、また考
えていきたいと思えます。よろしくお願いします。

- (5) 全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について、指導課長より報告があった。

指導課長 新たに全国規模以上の大会、コンクール等で優秀な成績を収めた生徒がおりますので、報告します。

第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア生徒作品コンクールが、1月20日に東京で展示、審査が行われ、家庭分野で大椎中学校3年生の奥田つかささんが、文部科学大臣賞という輝かしい成績を収めました。作品は、「ハーフパンツ、ベスト、ポシェット、ワイシャツ」です。父親のワイシャツをリフォームしたハーフパンツとその布地を活用したベストやポシェットをコーディネートした作品であり、色合いやデザインが工夫され、丁寧な縫製で仕上げられています。なお、今後、17日に教育長への表敬訪問を予定しています。

内山委員長 追加ということでしたが、これはいいお話ですので、大変うれしいことです。

- (6) 次回第3回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

9 閉会

内山委員長より閉会を宣言